

品川区災害医療連携会議設置要綱

制定 平成25年12月18日 区長決定

要綱第159号

改正 平成27年3月3日 要綱第86号

改正 平成27年4月1日 要綱第519号

(目的)

第1条 品川区内に大規模災害が発生した際、被災者に対して適切な医療救護を行うため、災害医療体制の整備および関係機関の連携強化を目的として、品川区災害医療連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 災害医療に関わる関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるものの他、災害医療の強化充実に関して必要なこと。

(構成)

第3条 連携会議は、次に掲げる団体の代表等をもって構成する。

区内各医師会

区内各歯科医師会

区内各薬剤師会

区内柔道整復師会

区内各病院

区内各警察署

区内各消防署

品川区災害医療コーディネーター

東京都区南部地域災害医療コーディネーター

品川区

(委嘱)

第4条 委員は、区長が委嘱または任命する。

(組織)

第5条 連携会議に会長を置き、区長をもって充てる。

2 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ指名する者がその職を代理する。

(招集)

第6条 連携会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、連携会議に委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

3 委員が出席できない時は、代理者を出席させることができる。

(検討会議の設置)

第7条 連携会議は、災害医療に関する課題を調査・検討させるため、検討会議をおくことができる。

2 検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 各委員が所属団体の中から推薦する者

(2) 会長が必要と認めた者

3 検討会議に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。

4 検討会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第8条 連携会議の事務局は、品川区健康推進部健康課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年4月1日健康推進部長決定)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。